

令和5年 防災・減災推進研修〈基礎編〉のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

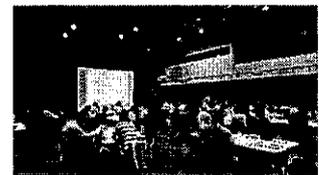
1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から**2名**まで推薦可能です。
 ※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
 ※推薦は任意です。

【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（1）「防災・減災推進研修〈基礎編〉」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から100年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（2）開催日時

【時間】13:00～17:00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ヶ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

◆「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書（別紙1）

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

4 受講者の決定

6月中旬～下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

5 自宅学習編のご案内（よこはま防災 e-パーク 地域防災コース）

WEBサイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修<基礎編>」を受講したものとします。下記二次元コードまたはURLより指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行まで受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編（自宅学習編）から、

【研修受講用サイト】に進みます。

横浜市 防災・減災推進研修 検索

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。



なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日（月）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課（長谷川、鈴江） 電話：045-671-3456

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修〈基礎編〉」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修〈基礎編〉」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日(月)まで(必着)**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日(太枠)に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日(土) 13:00~17:00	【第2回】 7月3日(月) 13:00~17:00	【第3回】 7月15日(土) 13:00~17:00	【第4回】 7月19日(水) 13:00~17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ヶ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日(土) 13:00~17:00	【第6回】 8月5日(土) 13:00~17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

(お住まいの地域の類型) あてはまる類型に○をしてください。

<input type="checkbox"/>	① 戸建て中心
<input type="checkbox"/>	② マンション等の集合住宅中心
<input type="checkbox"/>	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修〈基礎編〉」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修〈基礎編〉」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりに」と

記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック(✓)

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

令和5年 防災・減災推進研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム(全団体共通)	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え(自助・共助の取組)	30分
② 風水害への備え(マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分
③ 地震火災への備え(地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等)	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク(災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等)	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて**6月5日(月)まで(必着)**に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申込先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛
FAX：045-641-1677
メール：so-gensai@city.yokohama.jp
※電話でのお申し込みは受付していません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江(TEL：045-671-3456) ※問合せはメールも可

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに**7月中旬頃**お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況

【住居形態】 戸建て 共同住宅 混在【防災活動状況】 防災活動を実施している 実施していない

実施している場合の活動例 (_____)

【防災組織体制】 構築されている 構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	<input checked="" type="checkbox"/>
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	<input checked="" type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震プレーカー設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	60分	<input type="checkbox"/>
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	<input type="checkbox"/>

希望日

第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____)

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 1時間～1時間半 2時間～2時間半 3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 (_____)

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名 (例: ●●自治会館) もご記入ください。

参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた 御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる^{グリーン エクスポ ニーゼロリーナ}GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板

- 2 問合せ先について
GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下
連絡先：671-4627
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027とは？

A1クラスの
国際園芸博覧会
37年ぶりの
日本開催

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



「GREEN×EXPO 2027」では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有します。

テーマ

幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness

風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行事



多様な参加者との交流



開催概要・開催場所

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覧会区域

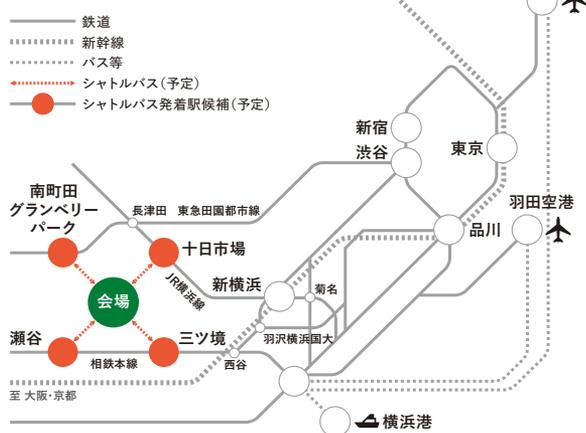
約100ha(内、会場区域 80ha)

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



会場までのアクセス



GREEN

X

EXPO

2027

開催場所
横浜・神奈川
上瀬谷

開催期間：2027年3月19日(金)～9月26日(日)

2027年国際園芸博覧会



横浜市 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 ©mika ninagawa, Courtesy of Tomio Koyama Gallery

「よこはま防災 e-パーク」の創設について

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、次のとおり市民利用を開始します。

1 利用開始日

令和5年4月12日（水）

2 よこはま防災 e-パークの概要

(1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的とします。

(2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習

(3) 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」及び「事業所」の4つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

(4) 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

イ 実施時期：6月から月に1、2回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱方法、AEDの取扱方法、水災害体験 など

3 御依頼事項

「よこはま防災 e-パーク」について、別添のチラシ等を活用し、自治会・町内会の皆様へお知らせいただくようお願い致します。

また、自治会・町内会で行う防災研修等の機会に「よこはま防災 e-パーク」の動画等のコンテンツを是非御活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけまので、御協力をお願い致します。

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

風水害の備え

火災予防

地震対策

応急手当

令和5年4月利用開始！

★ 一般・子ども・地域防災・事業所
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



★ 動画や確認テストなど充実した
コンテンツにより効果的に学習！

充実！



★ 修了証の発行及びご自身の受講状況の
確認が可能！



★ 知識だけでなく、技術を習得したい方を
対象に実技講習を開催！

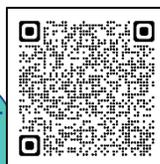


横浜市消防局予防部予防課

TEL : 045-334-6406

E-mail : sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会・町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

以下の3つに当てはまる単一の自治会・町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～同年9月29日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会・町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

4 お問合せ先

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※ 申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署へ御連絡ください。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和5年7月31日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から4年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和5年4月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額 210,000 円

⑤ 交付台数

令和5年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台に拡充します。

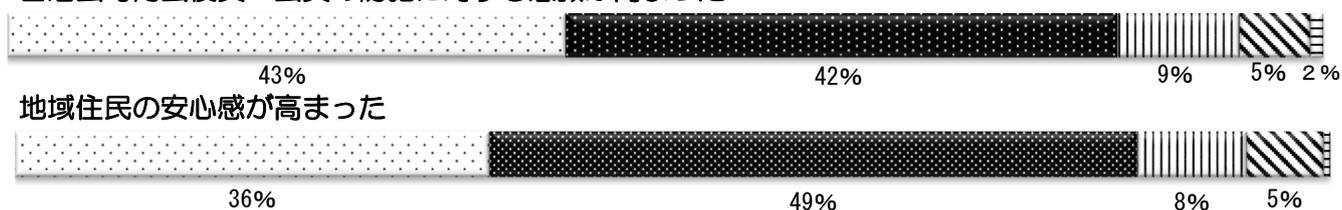
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

<参考>防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



□ そう思う ■ どちらかというと思う ▨ どちらかというと思わない ▩ そう思わない □ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請
も受け付けています。
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

自治会町内会館整備について

1 令和 6 年度の会館整備予定の申し出について

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和 6 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要となります。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 5 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 5 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 6 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 6 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

2 令和 5 年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 32 件（新築 4 件、増築 0 件、耐震補強工事＋修繕 3 件、修繕 25 件）
事業予算額 89,446 千円（事前申請分：85,446 千円、緊急対応分：4,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

令和5年4月19日

自治会・町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和6年度自治会町内会館整備費補助について（お知らせ）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年度（来年度）自治会町内会館整備費補助金の予算編成について、審査の時期になりました。

つきましては、令和6年度（来年度）に会館整備を予定し、補助金の活用を予定している自治会町内会は、FAXもしくはメールにて御連絡下さいますようお願いいたします。

注）公園集会所の整備の場合は、事前に、環境創造局公園緑地管理課及び鶴見土木事務所との調整が必要です。別途、御相談下さいますよう、お願いいたします。

地域振興課 澁谷 行

(FAX 510-1892 メール tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

1 自治会町内会名 _____

2 会 長 名 _____

3 連 絡 先 _____

4 予定整備内容（○をして下さい）

- ① 新築・購入
- ② 増築
- ③ 耐震補強工事
- ③ 修繕

※5月26日（金）までに送信下さい。

☆受領後、申請に必要な書類をお送りします。

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください

鶴地振第 1406 号
令和 5 年 4 月 1 日

各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2023」の実施について（依頼）

日頃から、街の美化に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、区内の自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施しています。

今年度も以下のとおり実施します。貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、御協力をよろしくお願い致します。

1 スケジュール

年 2 回実施します。それぞれの期限までに、別紙「申込書」にてお申込みください。

	第 1 回	第 2 回
対象となる 清掃実施期間	6 月 1 日(木)から 7 月 31 日(月)まで	10 月 1 日(日)から 11 月 30 日(木)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれ かの日を選んでください)	5 月 31 日 (水) 6 月 2 日 (金) 6 月 6 日 (火)	9 月 29 日 (金) 10 月 3 日 (火) 10 月 5 日 (木)
物品申込期限	5 月 24 日 (水)	9 月 22 日 (金)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

※ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。

3 配布物品について

ごみ袋・軍手 ※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります。

4 受取り方法について

鶴見区役所 5 階 2 番窓口までお越しく下さい。

※受取日決定の連絡は行いません。申込書に記入した希望日にお越しく下さい。

5 クリーンキャンペーンによるごみの出し方について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場所に出してください。10 袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所（電話：502-5383）まで御連絡ください。

裏面あり

6 活動報告書の提出について

活動後は、活動時の写真を貼付した「活動報告書」を御提出ください。
第1回分については令和5年9月15日(金)まで、第2回分については
令和6年1月15日(月)までを目途に提出をお願いします。

※今回からの変更点

各団体の活動を広く知っていただくため、今回から、提出いただいた活動報告書を鶴見区役所のホームページに掲載させていただく予定です。ホームページへの掲載を許可しない場合には、をお願いします。

また、活動報告書を区役所(区民ホール等)に掲示する場合がありますので、区役所での掲示を許可しない場合には、をお願いします。

7 よくある御質問

- (1) 申込期限を過ぎてしまったが、申込可能か？
→申込期限を過ぎてしまった場合も、申込をお受けできる場合があります。まずは担当まで御相談ください。
- (2) トングやたすきの貸出しはないか？
→申し訳ありませんが、今回、貸出しは行っていません。
- (3) 配布物品が余った場合はどうしたら良いか？
→原則返却は不要です。少量でしたら、日頃行っていらっしゃる清掃活動にお使いください。
大量に余った場合や、使う見込みがない場合は、担当まで御返却ください。

【担当】申込書送付先・お問い合わせ先
鶴見区地域振興課 資源化推進担当 櫻井、阿部
FAX：045-510-1892
郵送：〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
メール：tr-shigen@city.yokohama.jp

まちのキレイが 海のキレイに
つなげよう未来への∞(ループ)

8市連携 海洋プラスチックごみ削減キャンペーン

横浜市・川崎市・横浜質市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市

まちなかでの生活が環境保全につながり、海や川をきれいにし、きれいな海が未来へつながっていく

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2023 申込書

- ◎実施期間 : 6月1日(木)から7月31日(月)まで
 ◎配布日 : 5月31日(水)、6月2日(金)、6月6日(火)のいずれか
 ◎申込締切日: 5月24日(水)

■太枠内を御記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 (自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載→			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月31日(水)	午前・午後
		6月2日(金)	
		6月6日(火)	

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回		
		日 時	清掃日	月 日 ()	
			定例的な場合	毎週	曜日
				毎月 第 週目の	曜日
		その他 ()			
場所					
参加者 (実施回数×各回参加人数)		延べ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛

FAX : 045-510-1892

郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】資源化推進担当 櫻井、阿部
 電話 : 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2023 申込書

- ◎実施期間 : 10月1日(日)から11月30日(木)まで
- ◎配布日 : 9月29日(金)、10月3日(火)、5日(木)のいずれか
- ◎申込締切日 : 9月22日(金)

■太枠内を御記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 (自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	9月29日(金) 10月3日(火) 5日(木)	午前・午後
---	--	-------------------------------	-------

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ	回	
		日 時	清掃日	月 日 ()	
			定例的な場合	毎週	曜日
				毎月 第 週目の	曜日
		その他 ()			
場所					
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人			

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】資源化推進担当 櫻井、阿部
 電話 : 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2023」 活動報告書

団体名	
-----	--

1 日時	令和	年	月	日 ()
	:		~	:

2 場所	
------	--

3 参加人数	人
--------	---

4 コメント・PR・感想等	
---------------	--

5 活動写真 <small>(写真にコメントを添えてください)</small>	
---	--

6 掲載を許可しない場合は、をお願いします。

- | | | |
|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| (1) この報告書を鶴見区役所ホームページに掲載しても良いですか？ | → | <input type="checkbox"/> 掲載を許可しない |
| (2) この報告書を鶴見区役所区民ホールなどで掲示しても良いですか？ | → | <input type="checkbox"/> 掲示を許可しない |

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

「鶴見クリーンキャンペーン2023」活動報告書

団体名 ○○自治会

記入例

1 日時 令和○年○月○日(木)
9:00 ~ 11:00

2 場所 鶴見川△△公園 周辺

3 参加人数 30 人

4 コメント・PR・感想等

鶴見川はよく利用していますが、草が伸びていて、ごみも気になっていました。周囲に声をかけると、多くの方が手伝ってくださって、早くきれいになりました。

5 活動写真 (写真にコメントを添えてください)



伸びている草は、皆で鎌でかったり、引っこ抜いたりしました。



刈った草を集めています。



斜面の作業は、安全第一でお互いに声を掛け合いながら行いました。皆で力を合わせて作業しました。

6 掲載を許可しない場合は、をお願いします。

(1) この報告書を鶴見区役所ホームページに掲載しても良いですか? → 掲載を許可しない

(2) この報告書を鶴見区役所区民ホールなどで掲示しても良いですか? → 掲示を許可しない

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

令和5年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）



スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから



重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1



横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は5月20日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(5月20日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サボカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和4年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
横浜市	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年 比	-391	2	-514	-7	0	14
構 成 率				23.1%	10.5%	19.5%
神奈川県	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年 比	-562	-29	-680	-33	-6	-11
構 成 率				25.6%	9.7%	21.3%

◆◆令和4年中の年齢層別自転車乗車中死傷者数内訳◆◆

15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
14.1%	9.2%	12.9%	15.5%	15.3%	15.8%	3.7%	13.5%

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 内閣府交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化! 道路交通法第63条の11一部改正 (令和5年4月1日施行)

○これまで児童又は幼児(13歳未満)について保護者が自転車の乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務となっていました。今回の改正により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられることになりました。

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、令和4年11月に改定された自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやりSHARE THE ROAD運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



⚠️ 電気火災に注意しましょう ⚠️

リチウムイオンバッテリーを搭載するタブレット端末、スマートフォン、モバイルバッテリー等は、落下や強い衝撃により発火する恐れがあります。また、廃棄する場合は、ごみ回収方法をよく確認し、可燃物ごみなどに混ぜて廃棄するのは、絶対にやめましょう。

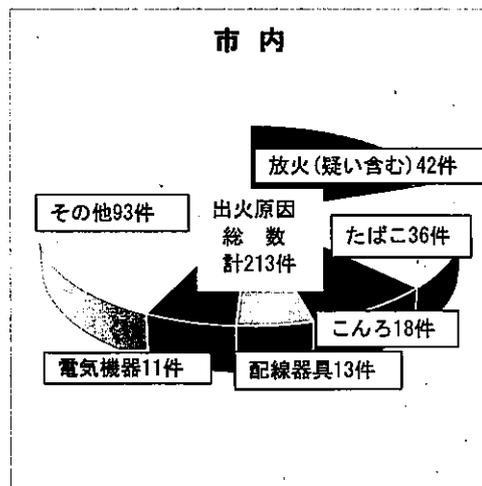
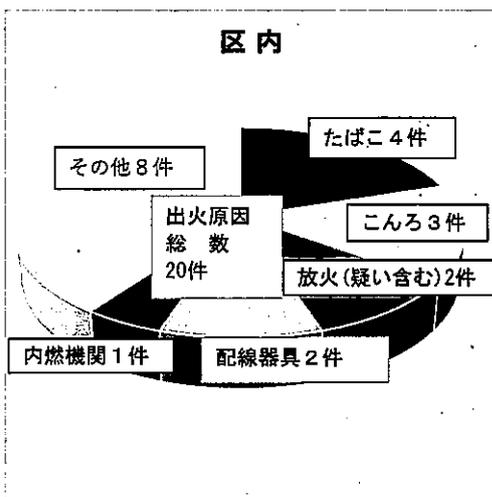
(令和5年1月1日～3月31日昨年同期比較)

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		20	18	2
火災種別	建物	10	10	0
	林野	0	0	0
	車両	4	2	2
	船舶	0	0	0
	その他	6	6	0
損害程度				
焼損面積 (㎡)		271	20	251
死者		0	1	△ 1
負傷者		5	1	4
主な火災原因	たばこ	4	5	△ 1
	こんろ	3	3	0
	配線器具	2	1	1
	放火(疑い含む)	2	4	△ 2
	内燃機関	1	0	1
その他		8	5	3
救急件数		4,323	4,288	35
救急種別	急病	3,056	3,027	29
	交通事故	189	190	△ 1
	一般負傷	746	744	2
	その他	332	327	5

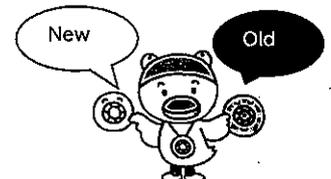
◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		213	182	31
火災種別	建物	123	123	0
	林野	0	0	0
	車両	18	17	1
	船舶	0	0	0
	その他	72	42	30
損害程度				
焼損面積 (㎡)		1,767	1,829	△ 62
死者		4	7	△ 3
負傷者		28	30	△ 2
主な火災原因	放火(疑い含む)	42	26	16
	たばこ	36	31	5
	こんろ	18	15	3
	電気機器	11	16	△ 5
	配線器具	13	10	3
その他		93	84	9
救急件数		57,899	57,588	311
救急種別	急病	40,821	40,611	210
	交通事故	2,037	2,012	25
	一般負傷	10,700	10,559	141
	その他	4,341	4,406	△ 65



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器のバッテリーの寿命は約10年ですが、電子部品の劣化から正確に火災を感知できなくなる場合を考慮して、機器ごとの交換をお願いします。



高齢者を火災から守りましょう！

令和4年中に市内で発生した火災による死者は11人で、全員が65歳以上の高齢者でした。

また、11人中6人が逃げ遅れによるものでした。

高齢者世帯等に対し、チェックリストにより住宅防火の再確認をしていただく「住宅防火診断」をおすすめします。また、逃げ遅れを防ぐために「住宅用火災警報器」の設置がまだお済みでないお宅は早急に設置をお願いします。

ご希望により消防職員が高齢者世帯のご自宅にお伺いし、住宅防火診断のお手伝いや住宅用火災警報器の設置や点検についてのご相談をお受けします。

住宅防火チェックリスト

- | | |
|----------|--|
| こんろ火災対策 | <input type="checkbox"/> 調理中はその場を離れないようにしている。 |
| | <input type="checkbox"/> 袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意している。 |
| | <input type="checkbox"/> こんろ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置いてない。 |
| | <input type="checkbox"/> グリル内はこまめに手入れし、油かすなどをためていない。 |
| | <input type="checkbox"/> ガスホースが劣化していない。 |
| | <input type="checkbox"/> 安全センサーの付いたSIセンサーこんろを使用している。 |
| たばこ火災対策 | <input type="checkbox"/> 不意に落下する灰（火種）に注意する。 |
| | <input type="checkbox"/> 吸い殻を捨てるときは、水をかける等完全に火が消えたことを確認する。 |
| | <input type="checkbox"/> 寝たばこはしていない。 |
| | <input type="checkbox"/> 灰皿に水を入れている。 |
| | <input type="checkbox"/> 灰皿に吸い殻がたまっていない。 |
| | <input type="checkbox"/> 灰皿の周りに燃えやすい物を置いていない。 |
| 放火対策 | <input type="checkbox"/> 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置いていない。 |
| | <input type="checkbox"/> ごみは指定された日時・場所に出している。 |
| | <input type="checkbox"/> 車両のボディカバーは、「防災製品」を使用している。 |
| | <input type="checkbox"/> 家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置している。 |
| | <input type="checkbox"/> 物置、車庫に鍵をかけている。 |
| | <input type="checkbox"/> 共同住宅の廊下や階段に物を置かないよう管理している。 |
| 電気火災対策 | <input type="checkbox"/> 電気コードがカーペットや家具の下敷きになっていない。 |
| | <input type="checkbox"/> 電気コードを束ねたまま使用していない。 |
| | <input type="checkbox"/> タコ足配線をしていない。 |
| | <input type="checkbox"/> コンセントやプラグにホコリがたまっていない。 |
| | <input type="checkbox"/> 劣化が進んだ古い家電製品や電気コード、プラグを使用していない。 |
| ストーブ火災対策 | <input type="checkbox"/> ストーブの上に洗濯物を干していない。 |
| | <input type="checkbox"/> ストーブの周りに燃えやすい物を置いていない。 |
| | <input type="checkbox"/> ストーブを使用したまま寝ていない。 |
| | <input type="checkbox"/> 石油ストーブの使用中に給油をしていない。 |
| | <input type="checkbox"/> ストーブの近くでは、スプレー缶を使用しない。 |
| | <input type="checkbox"/> 電気ストーブを使用していない時は、プラグをコンセントから抜く。 |

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年4月
鶴見警察署 生活安全課
3月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	強制性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和5年3月末	0	3	1	0	7	17	1	0	16	109	105	22	0	3	0	32	316
令和4年3月末	1	1	0	2	7	10	1	1	6	40	81	16	1	4	0	38	209
前年比	-1	+2	+1	-2	0	+7	0	-1	+10	+69	+24	+6	-1	-1	0	-6	+107



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗						乗り物盗				非侵入盗						合計	
	空き巣	忍込	出店荒	事務所荒	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他		小計
令和5年3月末	6	0	4	0	6	16	4	27	78	109	3	0	0	55	9	38	105	230
令和4年3月末	2	0	1	0	3	6	0	3	37	40	7	0	0	28	5	41	81	127
前年比	+4	0	+3	0	+3	+10	+4	+24	+41	+69	-4	0	0	+27	+4	-3	+24	+103

特殊詐欺
(旧振り込め詐欺)

22
19
+3

特殊詐欺被害総額 44,740,100円

キャッシュカード詐欺盗被害…1人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…10人 18,000,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…4人 23,000,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…6人 3,185,100円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…1人 555,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和5年3月末暫定

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 3月末	令和4年 3月末	前年比	令和5年 3月末	令和4年 3月末	前年比	令和5年 3月末	令和4年 3月末	前年比	令和5年 3月末	令和4年 3月末	前年比
総数	230	127	+103			0	6	2	+4	78	37	+41
朝日町	1	1	0			0			0			0
安善町			0			0			0			0
市場上町	2	1	+1			0	1		+1	1	1	0
市場下町	3		+3			0			0	3		+3
市場西中町		1	+4			0			0			0
市場東中町	5	1	+4			0			0	5		+5
市場富士見町	1	1	0			0			0	1		+1
市場大和町	4	1	+3		1	-1			0	2	1	+1
潮田町	6	1	+5			0			0	2		+2
江分崎町	2	4	-2			0			0	2	2	0
小野町			0			0			0			0
梶山	4	4	0			0			0	3	4	-1
上末吉	5	3	+2			0			0	1	1	0
上の宮			0			0			0			0
寛政町	3	1	+2			0			0	1	1	0
岸谷	3	2	+1			0			0	2	1	+1
北寺尾	6	3	+3			0	2		+2			0
駒岡	22	11	+11			0			0	4	3	+1
栄町通	4	3	+1			0			0	3	1	+2
汐入町	1		+1			0			0			0
獅子谷	3	5	-2			0			0		1	-1
下野谷町	7		+7			0			0	1		+1
尻手	5	4	+1			0			0	2	3	-1
下末吉	6	7	-1			0			0	1	2	-1
末広町	1		+1			0			0			0
菅沢町坂	3	1	+2			0			0	1	1	0
諏訪坂			0			0			0			0
大黒頭		1	-1			0			0			0
大黒ふ頭	5	3	+2			0			0			0
大東町	1	1	0			0			0			0
佃野町	5	2	+3			0			0	4		+4
鶴見	4	1	+3			0			0	1	1	0
鶴見中央	47	20	+27	1		+1	2		+2	11	5	+6
寺谷	1	1	0			0			0	1		+1
豊岡町	15	8	+7			0			0	2		+2
仲通	4		+4			0			0	2		+2
生麦町	8	5	+3			0			0	2	3	-1
浜町			0			0			0			0
馬場	6	1	+5			0	1		+1	1		+1
東寺尾	4	4	0			0		2	-2	2	1	+1
東寺尾北台			0			0			0			0
東寺尾中谷		1	-1			0			0		1	-1
東寺尾東谷		1	-1			0			0		1	-1
平安町	2	1	+1			0			0	2		+2
弁天町	3		+3			0			0	2		+2
本町通	9		+9			0			0	4		+4
三池公園		1	-1			0			0			0
向井町	5	3	+2			0			0	2	1	+1
元宮	7	9	-2			0			0	1		+1
突向	7	9	-2			0			0	6	2	+4

数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和5年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	156	1	8	168	176
4年	143	0	5	145	150
増減数	13	1	3	23	26
増減率	9.1%	—	60.0%	15.9%	17.3%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	5,219	29	6,135
4年	4,840	28	5,509
増減数	379	1	626

管内発生状況 (3月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	56	1	2	61	63
4年	50	0	1	50	51
増減数	6	1	1	11	12

新入学児童・園児を交通事故から守る運動
4月5日(水)～4月11日(火)

交通事故が増加しています。
心にゆとりをもって安全運転を心がけましょう。

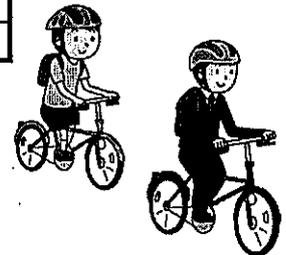
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	14	11	0	5	9	6	17	89	5
4年	12	10	1	10	14	3	24	64	5

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	12	19	30	28	23	30	14
4年	13	22	23	23	26	23	13



4月から大人も子供もヘルメット着用が努力義務になりました。

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	5	2	6	16	22	18	17	21	23	15	8	3
4年	3	0	9	15	22	11	15	12	20	24	10	2

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	生麦	下末吉	駒岡	矢向	東寺尾	尻手
5年	20	14	13	10	8	7	6
4年	16	8	8	15	9	6	5

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	10	4	21	35	29	19	21	16	1
4年	17	3	26	19	26	28	7	17	0



関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	13	36	46	52
4年	6	48	43	47

新入学児童・園児を交通事故から守る運動実施中!

- ①新入学児童・園児の交通事故防止
 - ②全座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③全自転車利用者へのヘルメット着用義務化の周知
- 以上3点を重点としています。
ご協力をお願いいたします。

鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

横浜市からのお知らせ

令和5年度
年間
300件

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号） _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

鶴保推第 1 号

令和5年4月19日

自治会町内会長 各位

鶴見区保健活動推進員会
会長 増子 眞智子

鶴見区保健活動推進員会だより第9号の掲示について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から保健活動推進員の活動に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鶴見区保健活動推進員会では、地域の皆様に活動内容を広く知っていただき、より身近に感じていただくため、広報誌「つる」を発行しております。

つきましては、各自治会町内会にて皆様に御高覧いただきますようお願いいたします。

地域の交流・活動等に御活用いただければ幸いです。

※掲示板には、1 ページ目の掲出をお願いします。

※掲示板掲出用の他、5 部ずつ追加でお配りしますので、各町内会の実情に応じ御活用
ください。

問合せ先：鶴見区保健活動推進員会事務局

（福祉保健課健康づくり係）

担当：渡部、林、安藤

電話 045-510-1832

ファクス 045-510-1792



私たち「保健活動推進員」は、自治会町内会の推薦により横浜市長から委嘱され、地域の健康づくり活動を行っています。赤ちゃんからお年寄りまで、鶴見区に住んでいる方々が元気に過ごせるよう、鶴見福祉保健センターと協力しながら各地域で様々な活動を展開しています。

気をつけて！あなたも「フレイル」かも…？

いくつになっても健康で、自立した生活を送りたい…そんな願いをかなえるために、大切なキーワード「フレイル予防」をご紹介します！フレイル予防の取組を行うことは、健康寿命*の延伸に良い影響を与えると期待されています。

*健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

フレイル(虚弱)とは？ 高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高まっている状態を言います。

ここが重要！

フレイルは、「健康」と「要介護状態」の中間の状態です。早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が期待できます！



どうしたら

「フレイル予防」できる？

小さな変化に気づき、早い段階から有効な取組を日常生活で取り入れることが大切です。小さな変化に気づくためにも、「日々の暮らしぶりフレイルチェック」をしてみましょう。

チェック欄	取組のヒント	できることから始めてみよう！
<ul style="list-style-type: none"> ● 以前に比べて歩く速さが遅くなってきたと思う ● この1年間に転んだことがある ● ウォーキング等の運動を週に1回以上している 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	動き続けていくためのからだづくり 健康を維持するためには、現在の体力、骨や筋力を維持し「立つ・座る・歩く」力を維持することが大切です。1日20～30分程度の散歩・ウォーキングや毎日少しの筋トレを取り入れてみましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ● 半年前に比べて固いものが食べにくくなった(※さきいか、たくあんなど) ● お茶や汁物等でむせることがある 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい	噛む力・飲み込む力を保つ 全身の機能の衰えにつながる可能性のあるオーラルフレイル(お口の機能の衰え)を予防することが大切です。日々のお口のケア、かかりつけ歯科医を持つこと、お口の体操にも取り組んでみましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ● 6か月間で2～3kg以上の体重減少がある ● 1日3食きちんと食べている ● 週に1回以上は外出している 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ	まんべんなく、しっかり食べて健康なからだづくり 全身の衰えにつながる可能性のある「やせ」や栄養状態の低下(低栄養)を予防することが大切です。
<ul style="list-style-type: none"> ● ふだんから、近所の人や友人、同居していない家族と交流がある ● 毎日の生活に満足している 	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ	外出・交流・参加で人や地域とつながる/こころの健康 心と体の健康を維持するためには、人とつながること、地域社会に参加することも大切です。困りごとは身近な相談機関に、気になる症状があるときは、医療機関に相談しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ● 周りの人から「いつも同じことを聞く」などのもの忘れがあるとされている 	<input type="checkbox"/> はい	認知機能 認知機能(理解・判断・論理などの知的機能)の低下は、フレイルの大きな危険因子となります。運動をはじめとした色々な活動や食生活の見直しに取り組んで、脳を活性化させましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ● 高血圧や糖尿病等の生活習慣病の診断を受けているまたは、疑いを指摘されたことがある 	<input type="checkbox"/> はい	医療と健康 生活習慣病は脳卒中や認知症等になるリスクを高めるだけでなく、フレイルを加速させます。年1回の「けんしん」受診で健康状態を知り、生活習慣病等の病気をコントロールすることも大切です。

※厚生労働省 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版「後期高齢者の質問票」を基に作成

「フレイル」、みなさんご存知でしたか？

まさか自分が!と思っている方も多いと思います。今、健康な時から少しでも予防することが大事なようです。私は、子供が3人おり下の子は中学生です。日々、忙しく走り回っているので「毎日コツコツ」が難しいので3～4ヶ月に1度歯医者へ検診へ行っています!

皆さんも地域で行っているウォーキングなどに積極的に参加して「運動量」や「人との関わり」を増やすように心掛けてみてくださいね。元気なうちから!!

(潮田西部地区 齊藤 亜矢子)

「フレイル講演会」に参加しました。

フレイルとは少しずつ要介護に向かっていく「途中」であるとのお話にはドキッとしました。体と心の機能が低下していく…日常生活の中でその小さな変化に気づける自分でありたいと思いました。気づいた時から健康維持、改善が期待できるそうです!

その4つの取り組みが「運動」「口腔ケア」「社会参加」「栄養」です。私も今日から早速この4つを実践して毎日元気に過ごします。

(潮見橋地区 土谷 由美子)



この数年続いた外出自粛や地域の活動の中止・縮小で、からだこころの機能低下が進みやすい状況にあります。ぜひ、各地域での取組にご参加ください!

もっと知りたい!フレイル予防!

横浜市ホームページ



もっと詳しく、健康づくり・介護予防(フレイル予防)の情報を知りたい方は、横浜市ホームページで検索。 各取組の詳細情報やパンフレット等もダウンロードすることができます。

地域で特に力を入れている活動や、地区の見所を紹介します！



矢向地区

渡邊 浩

矢向地区では、毎月第2月曜日9時30分から矢向地区センター前に集合し、ノルディックウォーキングを開催しています。参加者20名検温・消毒・準備体操等を行い、途中休憩して約1時間の健康づくり活動を実施しています。保健活動推進員と矢向地域ケアプラザ職員と協力して事故のない安全なルートで、連携しながら誘導しています。季節折々に咲く草花を鑑賞しながら、すれ違う人たちと声を交わしながら今後も活動を続けて行きます。



準備体操をしっかりとやりましょう。



安全な遊歩道をウォーキング！

市場地区

芦澤 年子

令和3年4月からケアプラザ「ゆうづる」にて市場地区保健活動推進員主催でハピネスクラブを毎月第1金曜日、午後1時30分から3時まで、費用1500円(年間)でスタートしました。

市場・市場第二地区を対象に40名(今年度30名)の参加者がいました。

初回は、人体の骨・筋肉の働きの大切さを学習しました。

2回目から足を中心に転倒防止の予防や骨折しにくい体づくりを頭で考えながら動かしています。



運動始めは辛いですが、帰りは軽やかな足どり♪



市場第二地区

岸 佐代子

尻手地区では、毎月第4火曜日の午後2時から1時間半位、手拭い、ボール、水の入ったペットボトル等で、体全身の運動、脳トレ体操をそれぞれの方の様子を見ながら行っています。終わった後は、自分の近況等情報交換をし、地域の健康づくりや人との繋がりを大切にして今後も続けていきたいと思っています。



ペットボトルを使って足・腕を強くする

手拭いを使って上から下へと血流をよくする



鶴見中央地区

今村 美代子

活動の当初の目的は、ウォーキングを通し、また人とのつながり体力づくりの予定でしたが、施設の工事中、コロナ禍等、計画を一部変更せざるをえません。やっとコロナ減少で11月11日に谷中ウォーキングを決定、先日谷中散策下見を実現しました。各地区メンバーが育児教室に参加しています。町代表が「認知症SOSネット」「フレイル予防等」の講習に参加、これらの講習を各地区でフィードバック、活動に結びつけていきます。



わになるネット勉強会



潮田中央地区

瀧ノ上 光政

令和4年4月より親子の居場所を潮田公園コミュニティハウスに移し、就園前までのお子さんと親御さん達がくつろげる場所を提供してきました。この度、多文化共生のもと、鶴見国際交流ラウンジのご協力をいただき10月17日に「親子であそぼう」を企画・開催しました。絵本の読み聞かせや紙芝居、色と形で遊ぼうや竹とんぼ、紙ひこうき作りなどし、風船に当てる遊びをしました。最後はピニャータというメキシコ発祥の遊びをしました(くす玉の中にクッキーなどを入れ、子供達が紙の棒で順番に叩き、壊れたくす玉から、こぼれ落ちたお菓子を皆で、わけあったりする遊び)。当日はとても楽しく過ごせ、アンケートからは、また参加したいという感想もありました。これも多文化共生の一つだと思っています。



豊岡地区

富田 幸子

毎月第2水曜日に保健活動推進員と地域の方とではまちゃん体操を行っています。ひざひざワックン体操、ラジオ体操等も取り入れ、高齢者でも継続できる体操が行われます。参加者は、毎回18人前後で、間隔を空けていますのでコロナ禍でも続けることができました。

膝や腰の痛みには、筋肉を鍛えることも必要で定期的に適度な運動を続けることで痛みも軽減されていきます。活発な生活を送れるように今後もはまちゃん体操に取り組みたいと思います。



皆、頑張って肘も伸ばしてー



潮見橋地区

土谷 由美子

年に一度、秋に潮田地区センター体育室で体操教室を開催しています。午前の1時間半ほど、休憩を挟みながら動きます。椅子に腰かけてできる軽い体操から始まって立ち上がり、体全体を動かしていきます。地域の方が50名以上参加される行事です。動きやすい靴とタオル1本用意すればどなたも気軽に参加できます。この体操教室をきっかけに「まず体を動かす！」ことの大切さを感じて、毎日の健康維持につなげていただきたいと思います。



座って動かすから、かんたんね～



どうやって動かす？みんな真剣

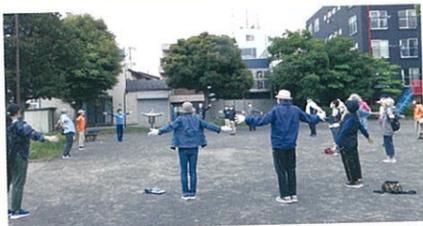
潮田西部地区

齊藤 亜矢子

潮田西部地区では毎年「ウォーキングツアー」を企画しており、今春に行ったウォーキングをご紹介します。

5月21日(土)10時30分～参加人数30名、仲通公園から入船公園までのウォーキングとなります。町内会の年間行事が中止になったり、外へ出歩く機会が減っているため、出発前にスポーツセンター講師の方に、準備体操・正しい歩き方の指導(20分)をして頂きました。

久しぶりのお友達との会話が弾み、楽しい雰囲気の中、終了することができました♪



小野町地区

河田 正

3年ぶりに小野町地区の体育祭が開催されました。いつもは狭い町内の公園で開催していましたが、他地区が中止となり、下野谷小学校での開催となりました。一周60メートルのトラックが160メートルになり、リレーも半周に短縮されました。毎年テント下で行っていた健康チェックも外廊下で行いました。

身長・握力・足指力に体組成チェック。地元の開催ではないので参加減と思いきや、多くの皆様に参加頂き天候もよく、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。



生麦第一地区

松尾 順子

私達の地区の、生麦地域ケアプラザで毎月行われる赤ちゃん会では、受付や会場セッティングのお手伝いをしています。この地区では新型コロナウイルス感染拡大前は、毎年8月に盆踊りがあり、練習会も盛んに行われてきました。若いママさん達が盆踊りに触れる機会は今はなかなかないため、赤ちゃん会にて紹介し、皆さんと一緒に体を動かして楽しむこともあります。

これを機会に、地域への理解や横の繋がりが持てたら、と思っております。



生麦第二地区

村山 美千代

今年度は機器を用いた「健康チェック」を6月28日に行いました。体組成計・足指力・骨密度・握力・身長測定と乳がん触診の体験をコロナの影響もあり、検温・手指消毒・部屋の換気に注意しながら行いました。参加者が12名と少なく、2回目(令和5年1月24日予定)は多くの方の参加を願っています。

測定後は保健師さんから講評を伺い、今後の健康管理に役立て健康寿命を延ばすように心掛けたいと思いました。



潮田東部地区

佐藤 光代

毎月地区内の4つの公園で、元気づくりステーションとして体操をしています。

(日東浜公園第2水曜日午後2時～3時／汐入公園第2木曜日10時～11時／寛政町公園第3月曜日9時15分～10時15分／東潮田公園第4火曜日10時～11時)

内容は、ラジオ体操、ソーラン節、ヘルスマイト体操、脳トレ、コグニラダーを、大体1時間位の目安で行っています。参加前に体温を測ってきてもらい、マスク着用と健康チェックをしながらソーシャルディスタンスをとり、途中水分補給を取り入れています。

1か月の参加人数は、4つの公園で合計して90人から100人位です。それぞれの公園でオリジナルでメニューを入れています。対象者はどなたでも声をかけており、費用は無料です。



知っていますか？ 乳がんのこと

注目!

日本人女性の9人に1人が乳がん！鶴見区は乳がんの死亡率が高い!!

- ☑ 30代から増え始め、40～50代を中心に最も多くなります。
- ☑ 早期発見・早期治療で、生存率90%以上!



月に1回、自己触診!

行いましょう

最低2年に1回はがん検診を!!
初期の乳がんはしこりがありません

タイミングは・・・
● 月経終了後1週間の最も柔らかい時期
● 閉経後の方は毎月一定の日を決めて

★入浴前に鏡の前で“見てチェック”

- ①腕を下げて → ②腕を上げて観察しましょう。
- ☐ くぼみ・ひきつれ
- ☐ 乳頭の変化や分泌液
- ☐ 湿疹のようなただれ



★お風呂の中で“触ってチェック”

- ☐ 調べる乳房の反対の手の指の腹で「の」の字を描きながら、脇の下から乳房全体のしこりをチェック!

● お得な横浜市がん検診が受けられます(公費で約8,000円補助)

約85% OFF!!

対象者	40歳以上の女性市民 2年度に1回
費用	1,370円 視触診:690円 マンモグラフィ:680円
検査内容	視触診+マンモグラフィ もしくはマンモグラフィ

- 横浜市がん検診実施医療機関へ
事前申込み
→医療機関で検診実施

寺尾地区

晝間 春美

ひざひざワックン体操を毎月2～4回火曜日に行っています。地区センターの鶴寿荘でいこいの場のようにわきあいあいとお互いのことを気づかいながら笑顔のなかに静けさがあり、講師とあうんの呼吸で体操を楽しんでいます。時間は、午後1時30分受付で2時～3時30分まで体操で中休みを15分取りながら汗をほどよく流しています。



イスを使って
かかと上げを
しているところです



寺尾第二地区

伊多波 治子

保健活動推進員のみで「イスを使った健康体操」を先生をお呼びして行った際、これは是非地域の皆さんにも広めたいと回覧で募集をしました。翌年より各町内会から総勢60名程を集める保健活動推進員会主催の行事となりました。(健康体操は7月頃、対象は寺尾第二地区の方々、費用は無料です。)

コロナ禍のため、大勢の活動は控え、地区の保健活動推進員のみで講習会を行っています。今年度は栄養士さんをお願いして、食について勉強し改めて食生活を見直しました。



「イスを使った体操」
まずは、
簡単な腕上げから

講習会は
学生に戻って
まじめに聴講します。



駒岡地区

南沢 史朗

コロナ感染拡大が心配される中、令和3年11月28日(日)健歩会を実施。

例年通りだと100人前後が参加することが予想されるので「3密」を避けるため今年は、保健活動推進員だけで実施しました。24名在籍者中19名参加。

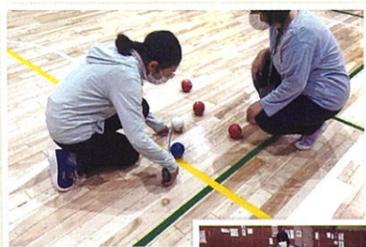
駒岡地区にある「瓢箪遺跡＝お穴さま」と「駒岡堂ノ前古墳」目的に約3.6kmを歩きました。「お穴さま」では、資料により当時の賑わいを想像し、「駒岡堂ノ前古墳」では管理人より園内を案内してもらい、古墳内の高見から普段見ることができない景色を楽しむことができました。



上末吉地区

原 照子

私達上末吉地区では、年間通して(8月は休み)月に1回、第4火曜日の10時より、末吉地区センター(体育館)にてポッチャというスポーツを行っています。持ち物は、体育館シューズと動きやすい服装で、お願いします。費用は無料です。経験の無い人でも、気軽に参加できます。実際にやってみると、思いのほか楽しいです。室内ですので、天候に関係なくできますので、外部の方も毎回10名前後みえます。ぜひ、お待ちしております。



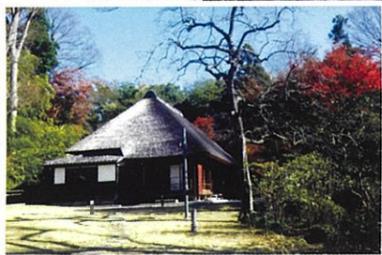
下末吉地区

石井 陽子

師走のせわしくなる前にと12月1日(水)に新装なった馬場花木園にウォーキングを計画し、コロナ禍のため保健活動推進員のみで実施いたしました。いちよの葉がとても美しく色づいて青空に映えていました。またキツツキが穴(巣?)を開けているのを見ることができ、思わず見入ってしまいました。お昼までのんびりとしたひとときを過ごし、現地解散といたしました。

今回は少し遠出ができたかなあとっております。

裏門から
入りました



庭園内の古民家

江ヶ崎地区

松田 文子

江ヶ崎地区では、毎月第2火曜日「子育て広場」(会費無料)を中心に活動しています。新しいマンションの多いこの地区では、子育て広場に遊びに来て顔見知りとなり仲良くなっていただければと考えています。

毎月いろんな遊びをしますが、7月はプールをしました。お天気にも恵まれ、おうちではなかなかできない水遊びに子供たちは大喜び、元気いっぱいでした。

外遊びは最高ですね。



編集 後記



今回、紙面をA2二つ折りサイズに変更し隔年発行となり、鶴見全地区の活動が見られるようになりました。どこの地区も長引くコロナ禍で、感染予防に工夫をこらし、ウォーキングや体操教室の活動が多く見られ、皆さんの苦労が思われました。是非多くの皆様に「つる」を手にとっていただき、特集記事や健康コラム記事で、健康に関心を持たれ、地域開催の事業に参加されますことを願います。

鶴見区会長 生麦第二地区会長 増子 眞智子

潮見橋地区 土谷 由美子 生麦第一地区 小谷 和美
潮田西部地区 齊藤 亜矢子 豊岡地区 結城 きょう子
小野町地区 河田 正



発行

発行日: 令和5年3月
鶴見区保健活動推進委員会

事務局

鶴見区役所 福祉保健課 健康づくり係
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 TEL.045-510-1827 FAX.045-510-1792

令和5年4月19日

鶴見区自治会・町内会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 渡邊 武

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御案内について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、感染症の終息を祈念しつつ、令和5年度の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月20日（土）に開催することとなりました。引き続き三ツ池公園周辺の6地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区）が中心となり、三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指します。開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、フェスティバル当日の開会式をはじめ、会場に御来場賜りたく、お願い申し上げます。

記

1 日 時：令和5年5月20日（土）

開会式：9時30分～9時50分（予定）

フェスティバル：9時30分～16時00分

※荒天の場合は中止とし、順延はありません。

※中止の場合は当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、8時以降、横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園

開 会 式：多目的広場内ステージ（公園北門側）

フェスティバル：多目的広場（模擬店・ステージ）、野球場（こども遊びゾーン）
園内通路、パークセンター前（模擬店）

※駐車場の御用意は致しかねます。何卒、御理解・御協力をお願いします。

以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 妹尾、池田

電話：510-1695 FAX：510-1892

つるみ区民活動センターってどんなところ？



利用にあたって

会議室の利用や機材の貸し出しには以下の登録が必要です。

●団体利用登録

活動目的や内容が分かる資料(チラシや会則等)があればお持ちください。

●機材貸出登録

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

※営利・政治・宗教活動を目的とした利用や、他の利用者の迷惑になる利用はできません。

機材一覧

●貸出可能機材

プロジェクター、スクリーン、CDラジカセ、マイク・スピーカーセット、拡声器、紙芝居、ワックンカルタ、席札、名札等

●館内利用のみ

パソコン、プリンター、ホワイトボード、電動ステープラー、ラミネーター、文具等

交通案内



- JR鶴見駅から徒歩9分
- 京急鶴見駅から徒歩7分

開館時間

- 月～土曜日 8時45分～17時
 - 第3水曜日 8時45分～21時(祝日の場合は17時まで)
- ※区役所閉庁時(第3水曜日の17時以降・開庁していない土曜日・祝日)は、消防署側出入口(夜間出入口)からお越しください。

休館日

- 日曜日・年末年始・施設点検日
- ※施設点検日はホームページ等でお知らせします。

つるみ区民活動センター 検索



つるみ区民活動センター

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1(鶴見区役所2階)

TEL 045-510-1694 FAX 045-510-1716

✉ tr-kuminkatsudouc@city.yokohama.jp

令和5年4月発行

あなたのやる気と活動を応援します!

つるみ区民活動センター



あなたの「学び」と「やる気」を応援します！

施設MAP



日本語教室



鶴見人ネット

「仕事や趣味で培った様々な特技や知識・経験をボランティア活動に活かしたい」という方々に登録していただく、ボランティアバンクです。
講師や指導者を探している地域・サークル・学校・施設等に紹介しています。

鶴見人ネット [検索](#)



会議室

個室の会議室(10席程度)をご利用いただけます。
(※要団体登録)



作業コーナー

高速印刷機(版下50円、印刷0.5円/枚)、紙折機、丁合機、裁断機等をご利用いただけます。
(※要機材貸出登録)



書籍・資料コーナー

区内の歴史資料や登録団体の活動記録などを閲覧できます。
(貸出にはカードの作成が必要です)



貸しロッカー

資料や物品の保管にご利用いただけます。(※要団体登録)

ミーティングスペース

打合せや交流の場にご利用いただけます(※要団体登録)



レターケース

団体のメンバーへの連絡や、他の団体との情報交換にご利用いただけます。(※要団体登録)

情報ラック

様々なチラシ・広報紙等をジャンルごとに配架しています。

相談窓口

何かしてみたい、地域の情報を知りたいなど、相談・コーディネートをしています。
お気軽にスタッフへお声かけください!



検索用PC

調べ物をしたいときに、ご利用いただけます。



あぶりお

講座やイベント、サークルの情報を隔月でお知らせしています。

